



第 112 回

定時株主総会 招集ご通知

証券コード：9017

新潟交通株式会社

開催日時

2025年6月25日（水）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

新潟市中央区万代一丁目3番30号
万代シルバーホテル5階 万代の間

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

目次

ごあいさつ	2
-------------	---

招集ご通知

第112回定時株主総会招集ご通知	3
------------------------	---

議決権行使についてのご案内	5
---------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	6
---------------------	---

第2号議案 取締役8名選任の件	7
-----------------------	---

第3号議案 監査役3名選任の件	13
-----------------------	----

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	16
------------------------	----

2. 会社の株式に関する事項	26
----------------------	----

3. 会社の新株予約権等に関する事項	26
--------------------------	----

4. 会社役員に関する事項	27
---------------------	----

5. 会計監査人の状況	30
-------------------	----

6. 当社の財務および事業の方針の決定を 支配する者の在り方に関する基本方針	31
---	----

連結計算書類	32
--------------	----

計算書類	34
------------	----

監査報告	36
------------	----

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ここに第112回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

さて、第7次中期経営計画の2年目である2024年度において当社グループは、「新たな事業環境への対応・進化」を経営方針として、事業活動を推進してまいりました。その結果、当期は計画利益を上回り、業績面において順調な成果を上げることができました。

一方で、海外における政治・経済の不安定化や、国内経済における各種政策が、当社の事業環境に与える影響については、依然として不透明な状況が続くものと予想されますが、これまで培った地域社会との協力関係を基盤に、グループ全体の相乗効果を最大限に活かしながら、積極的に事業を展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、これからもなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025年6月



代表取締役社長
星野 佳人

株主各位

証券コード 9017
(発送日) 2025年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日
新潟市中央区万代一丁目6番1号

新潟交通株式会社

代表取締役社長 **星野 佳人**

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.niigata-kotsu.co.jp>



（上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「新潟交通」または「コード」に当社証券コード「9017」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

「議決権の書面（郵送）による行使」については、5ページをご参照のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

株主総会

1 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時 受付開始 午前9時
2 場 所	新潟市中央区万代一丁目3番30号 万代シルバーホテル5階 万代の間（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	5ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

1. 事業報告の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 10円 総額 38,410,410円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	星野 佳人	代表取締役社長	再任
2	古川 公一	代表取締役常務	再任
3	長沼 哲男	常務取締役	再任
4	高井 俊幸	取締役	再任
5	竹内 正喜	取締役	再任
6	今井 敦	—	新任
7	馬場 伸行	社外取締役	再任 社外 独立
8	三部 正歳	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

再任

ほし の よし と
星野 佳人 (1964年12月21日生)

所有する当社の株式数……………1,400株
在任年数……………11年
取締役会出席状況……………17/17回

略歴、当社における地位および担当

1987年 4月	当社入社	2014年 6月	当社取締役乗合バス部担当
2007年 4月	当社経営管理室部長	2016年 6月	当社代表取締役社長(現任)
2011年 7月	当社乗合バス部長		
2012年10月	当社執行役員乗合バス部担当		

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、人事労務、経営管理部門を中心に経験と実績を重ねた他、主たる事業である乗合バス部門を担当し、2016年より代表取締役社長を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会に引き続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

再任

ふる かわ こう いち
古川 公一 (1963年9月1日生)

所有する当社の株式数……………1,100株
在任年数……………11年
取締役会出席状況……………17/17回

略歴、当社における地位および担当

1987年 4月	当社入社	2014年 6月	当社取締役総務部長
2007年 4月	当社乗合バス部長	2015年 6月	当社取締役
2011年 7月	当社経営管理室部長	2016年 6月	当社代表取締役常務 乗合バス部・旅行部担当
2012年10月	当社執行役員経営管理室部長	2023年 4月	当社代表取締役常務 乗合バス部担当(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、主たる事業である乗合バス部門を中心に経験と実績を重ねた他、経営管理部門を担当し、2014年より取締役を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会に引き続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

再任

なが むま てつ お
長沼 哲男 (1963年5月9日生)

所有する当社の株式数…………… 600株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位および担当

1987年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社執行役員総務部長
2017年 6 月 当社取締役総務部長
2019年 6 月 当社常務取締役
総務部・経理部担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、観光バス部門の他、長年財務部門で経験と実績を重ね、2017年より取締役を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

再任

たか い とし ゆき
高井 俊幸 (1967年3月16日生)

所有する当社の株式数…………… 700株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位および担当

1991年 4 月 当社入社
2012年10月 当社旅行部長
2017年12月 当社事業部長
2019年 6 月 当社取締役事業部長
2023年 4 月 当社取締役
事業部担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、商事部門の他、旅行部門で経験と実績を重ね、2019年6月より取締役事業部長を務め、2023年4月より取締役として事業部を担当しております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

再任

たけ うち まさ き
竹内 正喜 (1969年3月17日生)

所有する当社の株式数…………… 638株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位および担当

1991年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役
2012年 10月	当社事業部長		経営管理室長 (現任)
2016年 6月	新潟交通観光バス(株)取締役		
2017年 4月	当社経営管理室長		

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、事業部門の他、経営管理部門で経験と実績を重ね、2019年6月より取締役経営管理室長を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

新任

いま い あつし
今井 敦 (1970年4月19日生)

所有する当社の株式数…………… —
在任年数…………… —
取締役会出席状況…………… —

略歴、当社における地位および担当

1993年 4月	当社入社
2020年 4月	当社旅行部長
2023年 4月	当社執行役員旅行部長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、旅行部門を中心に観光業界での経験と実績を重ね、2023年4月より、執行役員旅行部長を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

再任

社外

独立

^ば^ば^{のぶ}^{ゆき}
馬場 伸行 (1949年4月22日生)

所有する当社の株式数……………
在任年数……………10年
取締役会出席状況……………17/17回

略歴、当社における地位および担当

1972年 4月	(株)新潟さくらカラー入社	2003年10月	コニカミノルタNC(株) 代表取締役社長
1990年10月	コニカNC(株)常務取締役	2014年 6月	同会長 (現任)
1993年 6月	同専務取締役	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2001年 6月	同代表取締役社長		

重要な兼職の状況

コニカミノルタNC(株)会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、コニカミノルタNC(株)の代表取締役社長を長年務め、企業経営者としての経験と豊富な知識、高い見識を有し、2015年より社外取締役として独立した客観的立場で経営全般に対し監督と助言を行なっております。引き続きガバナンスの強化が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

再任

社外

独立

^{みな}^べ^{まさ}^{とし}
三部 正歳 (1962年5月9日生)

所有する当社の株式数……………
在任年数……………9年
取締役会出席状況……………17/17回

略歴、当社における地位および担当

1992年 4月	鎌田又市法律事務所入所	2016年 6月	当社社外取締役 (現任)
1993年 4月	伴法律事務所入所	2023年 9月	一正蒲鉾(株) 社外取締役 (現任)
2005年 3月	りゅーと法律税務会計事務所 所長 (現任)		

重要な兼職の状況

りゅーと法律税務会計事務所所長
一正蒲鉾(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、りゅーと法律税務会計事務所所長を長年務めております。弁護士としての経験と専門的知識、高い見識を活かし、2016年より社外取締役として独立した客観的立場で経営全般に対し監督と助言を行なっております。引き続きガバナンスの強化が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 馬場伸行氏と三部正歳氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
3. 馬場伸行氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年、三部正歳氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社は、馬場伸行氏および三部正歳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任がそれぞれ承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	<small>おお ぬま きみ なり</small> 大 沼 公 成 <small>(1958年5月28日生)</small>	所有する当社の株式数…………… 在任年数……………4年 取締役会出席状況……………17/17回
-----------	---	--	---

再 任

社 外

略歴、当社における地位

1981年4月	(株)第四銀行(現(株)第四北越銀行)入行	2014年6月	同執行役員 上越ブロック営業本部長 高田営業部長 兼本町出張所長委嘱
2002年2月	同亀田駅前支店長	2016年6月	常務取締役 本店営業部長 兼新潟空港出張所長委嘱
2003年6月	同長岡西支店長	2018年6月	第四証券(株)代表取締役社長
2005年3月	同名古屋支店長	2019年10月	第四北越証券(株)代表取締役社長
2007年2月	同直江津支店長	2021年6月	当社社外監査役(現任)
2009年6月	同経営監理部長		
2010年6月	同営業統括部長		
2012年6月	同執行役員 三条支店長委嘱		

重要な兼職の状況

なし

社外監査役候補者とした理由

同氏は、金融機関に長年勤務し、金融機関における豊富な知識と経験を活かし、2021年より社外監査役を務めております。会社経営に関する経験と幅広い知見を活かし、当社の監査および取締役の職務執行状況の監査が期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

再任

社外

独立

八木 慶太 (1976年3月25日生)

所有する当社の株式数……………
在任年数……………6年
取締役会出席状況……………17/17回

略歴、当社における地位

1999年 4月 竹谷会計事務所入所
2005年 4月 八木税務経理事務所入所
2019年 1月 税理士法人八木税務経理事務所代表社員（現任）
2019年 6月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人八木税務経理事務所代表社員

社外監査役候補者とした理由

同氏は、税務、会計分野において専門的知識を有する税理士であります。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、税理士としての経験と専門的知識、幅広い知見を活かし、独立した客観的立場で当社の監査および取締役の職務執行状況の監査が期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

再任

大塩 和弘 (1953年1月8日生)

所有する当社の株式数……………100株
在任年数……………8年
取締役会出席状況……………17/17回

略歴、当社における地位

1971年 3月 当社入社
2013年 6月 当社内部監査室長
2017年 6月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、長年経理業務を担当し、内部監査室長を経て、2017年より監査役を務めております。財務及び会計に関する相当程度の知見を活かし、当社の監査および取締役の職務執行状況の監査が期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。

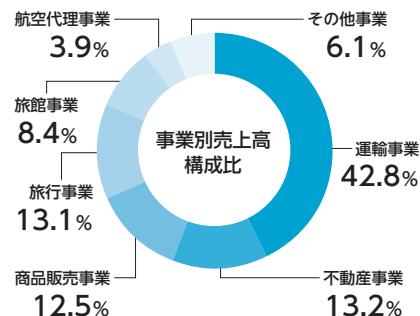
- (注) 1. 八木慶太氏と当社との間には、顧問税理士契約があります。
2. 大沼公成氏・大塩和弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 大沼公成氏は、過去10年間に於いて当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります(株)第四銀行（現(株)第四北越銀行）の業務執行者でありました。
4. 大沼公成氏と八木慶太氏は、社外監査役候補者であります。八木慶太氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
5. 大沼公成氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年、八木慶太氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、大沼公成氏、八木慶太氏および大塩和弘氏に対し、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。なお、3氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 | 企業集団の現況に関する事項

	第112期 (2025年3月期)	前期比
売上高	199億98百万円	3.0%増
営業利益	20億16百万円	19.9%増
経常利益	16億12百万円	22.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	10億86百万円	2.1%増



(1) 経営成績に関する分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資に持ち直しの動きがみられ企業収益の改善が進んでいるものの、エネルギー・資源価格の高止まり、国内物価上昇に加えて米国の今後の政策動向、世界情勢の緊迫化等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

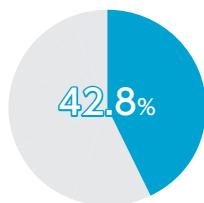
こうした事業環境の中、当社グループは全社を挙げて営業活動を積極的に展開し、事業基盤の強化に努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は19,998百万円（前期比3.0%増）、営業利益は2,016百万円（前期比19.9%増）、経常利益は1,612百万円（前期比22.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,086百万円（前期比2.1%増）となりました。

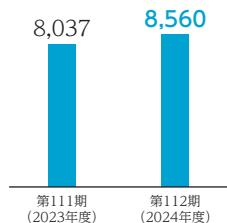
セグメント別の業績の概況は、次のとおりとなります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

運輸事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



一般乗合バス部門では、2024年3月の新潟駅高架化に伴い駅の南北を結ぶ新路線を開設し利便性向上に努めたほか、「こどもデザインラッピングバスコンテスト」、「万代シテイバスまつり2024」等、バスへの関心を高める取り組みを実施しました。また、スマートフォンアプリ「りゅーとLink」を新たにリリースし、賞品が当たるキャンペーンの実施や、デジタル一日乗車券の販売を通じて、バス利用者の利便性向上及びサービス満足度向上に努めました。さらに、2024年11月と2025年3月に新潟市が実施した「バス無料デー」に参画し、バス利用のきっかけづくりと新規顧客層の掘り起こしを図りました。加えて、2023年9月に実施した運賃改定が通期で寄与したこともあり、一般乗合バス部門全体では、前期比増収となりました。

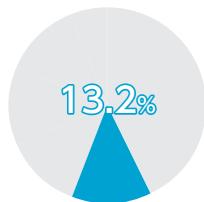
高速バス部門では、都市間高速バスにおいて2024年10月に長野線の全便運行再開に加えて、一部路線を除き運賃改定を実施したこと等により、高速バス部門全体で前期比増収となりました。

貸切バス部門では、佐渡島の金山の世界文化遺産登録を受け旅行者からの貸切需要の増加や2023年10月からの貸切バス新運賃制度の適用効果もあり、前期比増収となりました。

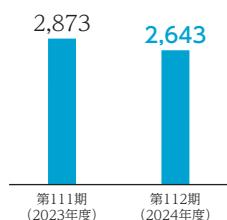
この結果、運輸事業の売上高は8,560百万円（前期比6.5%増）となりました。

不動産事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

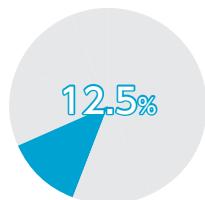


不動産事業では、週末を中心として集客を高めるイベントや当社が運営管理するビルボードプレイスにおいて各種販売促進キャンペーンを実施する等、賑わい創出に努めたことに加えて、バスセンタービルにアミューズメント施設や占いの館、ホテルビルに雑貨店などを新たに誘致し施設の魅力向上に努めました。しかし、2024年3月にオープンした近隣地域の競合商業施設への来街者の分散による影響もあり、賃料収入及び駐車場収入は前期比減収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は2,643百万円（前期比8.0%減）となりました。

商品販売事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

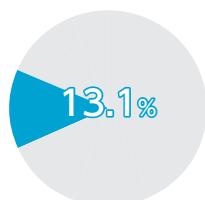


観光土産品卸売部門では、新潟空港や新潟駅及びインバウンド需要が回復してきている湯沢地区を中心に県内各地の販売店への土産品の卸販売が堅調に推移したことに加えて、2024年3月にオープンした直営店が売上増に寄与して前期比増収となりました。

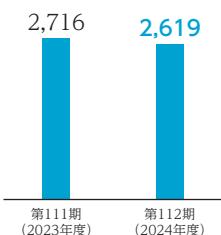
この結果、商品販売事業の売上高は2,492百万円（前期比7.6%増）となりました。

旅行事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

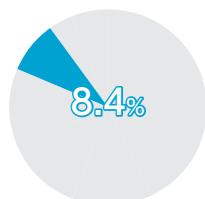


旅行事業では、募集型企画旅行において日帰りバスツアーや海外ツアーが堅調に推移しました。手配型企画旅行においては、企業及び行政案件の研修旅行や視察旅行などを受注しましたが、教育旅行において中学校・小学校の修学旅行受注校数が減少し、前期比減収となりました。

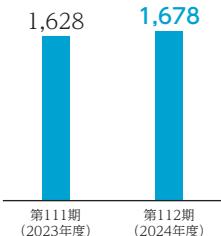
この結果、旅行事業の売上高は2,619百万円（前期比3.6%減）となりました。

旅館事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



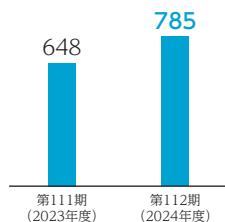
旅館事業では、新潟市内の「万代シルバーホテル」において、各イベントにおける団体客や台湾を中心とした訪日外国人観光客等の宿泊客を獲得したこと等から前期比増収となりました。また、佐渡市内の「国際佐渡観光ホテル八幡館」について、2024年7月の佐渡島の金山の世界文化遺産登録の影響を受け、募集型企画旅行の宿泊客数が伸長した結果、旅館事業全体の売上高は、1,678百万円（前期比3.1%増）となりました。

航空代理事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

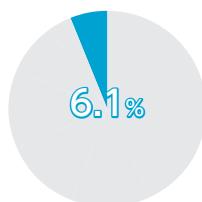


航空代理事業においては、2024年4月、9月及び2025年3月の国内線における新規路線の開設等により国内線、国際線ともに運航本数の増加を受け空港業務受託手数料が増加したこと等により、前期比増収となりました。

この結果、航空代理事業の売上高は785百万円（前期比21.2%増）となりました。

その他事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



広告代理業においては、佐渡島の金山の世界文化遺産登録を受けた慶祝広告の実施や年賀広告及びデジタルサイネージを主とした自社広告媒体による広告収入が堅調に推移したことにより、前期比増収となりました。

清掃・設備・環境業においては、清掃部門での定期物件の新規獲得や環境部門におけるスポット物件の受注増等により、前期比増収となりました。

この結果、その他事業全体の売上高は1,218百万円（前期比1.9%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中における重要な資金調達はありません。

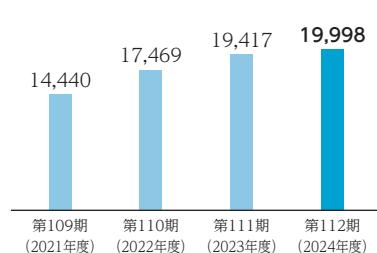
(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,220百万円となりました。その主な内容は、乗合バス車両の更新などです。

(4) 財産および損益の状況の推移

売上高

(単位：百万円)



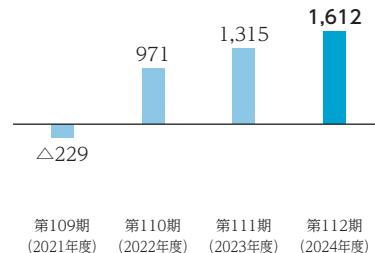
営業利益又は損失 (△)

(単位：百万円)



経常利益又は損失 (△)

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (△)

(単位：百万円)



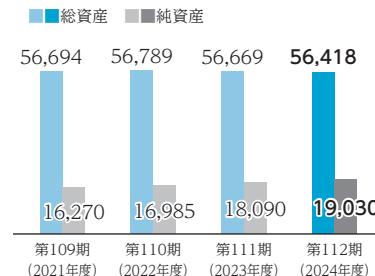
1株当たり当期純利益又は損失 (△)

(単位：円)



総資産/純資産

(単位：百万円)



(連結)

区分		第109期 (2021年度)	第110期 (2022年度)	第111期 (2023年度)	第112期 (当期) (2024年度)
売上高	(百万円)	14,440	17,469	19,417	19,998
営業利益又は損失 (△)	(百万円)	△66	1,372	1,682	2,016
経常利益又は損失 (△)	(百万円)	△229	971	1,315	1,612
親会社株主に帰属する当期純利益 又は損失 (△)	(百万円)	△434	897	1,064	1,086
1株当たり当期純利益又は 損失 (△)	(円)	△113.06	233.72	277.21	282.98
総資産	(百万円)	56,694	56,789	56,669	56,418
純資産	(百万円)	16,270	16,985	18,090	19,030

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第109期連結会計年度の期首から適用しており、第109期連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
新潟交通観光バス株式会社	75	100.0	旅客自動車運送業
新潟交通商事株式会社	30	100.0	観光土産品卸売業
株式会社シルバーホテル	75	100.0	ホテル業
新潟交友事業株式会社	10	100.0	清掃・ビル管理業
株式会社新交企画	40	100.0	広告代理業
新潟交通佐渡株式会社	77	99.0	旅客自動車運送業

(注) 当社の子会社は上記の重要な子会社を含め9社であり、持分法適用会社は1社であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が期待されるものの、米国の通商政策に対する懸念や、資源・エネルギー価格の高止まり、物価上昇の継続等、先行きには不透明感が続いております。また、当社の基幹事業である運輸事業においては、運転士不足や燃油費の高騰といった課題が続いており、依然として予断を許さない状況となっております。

こうした事業環境の中、当社グループでは「第7次中期経営計画」の最終年となる2025年度につきましても、経営方針を引き続き「新たな事業環境への対応・進化」としました。

今後もグループ全体で目標を達成すべく、積極的に営業活動を展開し、事業環境の変化に適応できる事業基盤の強化に努めてまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりとなります。

基幹事業である運輸事業では、安心してお客様からご利用いただけるよう、引き続き安全運行を最優先とする取組みを継続してまいります。

一般乗合バス部門においては、運転士確保を最重要課題と位置付け、運転体験会の実施や依願退職者の再入社を促進する「バス運転士カムバック制度」のPR告知のほか、多様な広告媒体の活用等、採用活動の強化を図ることで、安定的な人材確保に努めてまいります。

日々の運行データを活用し、お客様の利用状況と運転士の充足状況に合わせた効率的なダイヤの編成に努めながら、路線、運賃体系および利便性向上サービス等の見直しを図ることに加え、新たな需要の掘り起こしを行い、収支改善に努めてまいります。また、次世代モビリティサービスについても関係各所と連携しながら検討を重ね、お客様の行動変容に応じた交通サービスの実現に取り組んでまいります。

さらに、利用促進を図るため、地域との連携を強化し、バス利用に結び付く取組みや情報発信に努めてまいります。加えて、安全輸送の取組みとして、車両の更新を進めるとともに、運輸安全マネジメントの展開により安全性の向上に努め、従業員への安全教育の強化を図ってまいります。

高速バス部門は、共同運行会社との連携を図りながら、変動する需要に対応できる柔軟な運行体制の構築やニーズに応じた運賃施策や販促活動等により、収益拡大に努めてまいります。

貸切バス部門は、運転士確保に注力しながら、車両の効率的な運用に努めることに加えて、旅行事業との連携を強化し、安定した教育旅行関連を中心に受注を図ることで、収益拡大に努めてまいります。また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の三つ星認定取得事業者をアピールし、安全・安心・快適な輸送サービスの提供に努めてまいります。

不動産事業では、リーシングによる空床区画の整備を進めていくほか、集客を高める販売促進やイベントの企画実行に加えて、新潟市による都心エリア活性化施策「にいがた2Km」との連携による官民イベント等の各施策を実施することで、いつ訪れても楽しめる時間を提供し、お客様から選ばれるエリアとして、万代シティの更なる価値向上と事業の安定化に努めてまいります。

また、2026年に迎えるビルボードプレイス開業30周年に向けてお客様のニーズに沿ったテナントリーシングを進めていくことで、進化し続ける街づくりを目指し、施設の活性化に繋げてまいります。

商品販売事業では、主力である観光土産品卸売部門において、新潟県の特産品を活用したオリジナル商品の開発をはじめ、新たなトレンドと市場を見据えた営業展開を進めて新規顧客の獲得を図るとともに、新潟空港、新潟駅、高速サービスエリア等への積極的な営業活動による販路の拡大を図ってまいります。加えて、人気商品である「バスセンターのカレー」レトルトの希少価値を維持しつつも、増産や関連商品の展開を図ることで事業の収益拡大に取り組んでまいります。

旅行事業では、多様化するお客様のニーズに応じた最適な旅行提案ができるよう取扱商品の選択と集中を行い、魅力ある旅行商品の造成を図るとともに、教育旅行と募集型企画旅行である「くれよん」を収益の2本柱として取り組んでまいります。

教育旅行においては、私立高校の修学旅行の獲得や、学びを切り口とした修学旅行・職場体験研修パッケージの提案により、販売促進に取り組んでまいります。

「くれよん」においては、日帰りバスツアーや高単価商品の拡充等、市場トレンドに即した柔軟な商品造成等に取り組むことで、顧客の獲得を図り、事業の収益拡大に努めてまいります。

旅館事業では、品質・サービスの向上とお客様のニーズに合った各種宿泊プラン、宴会プランを提供してまいります。「万代シルバーホテル」においては、2025年6月に開館50周年を迎えるにあたり記念企画を実施するほか、組織力、万代地区の利便性の高さを生かした営業展開を進めてまいります。「国際佐渡観光ホテル八幡館」においては、2024年7月の「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録による好機を活かし、ツアー客やインバウンド客を中心とした宿泊客の獲得を図ることで、事業全体の収益拡大に取り組んでまいります。

その他の事業である清掃・設備・環境業、広告代理業、航空代理業につきましても、多様化するお客様のニーズに応じたサービスの提供、事業機会を捉えた営業展開および業務の効率化を図ることで収益の拡大に取り組んでまいります。

資源価格高騰による物価上昇の影響や労働力不足等、当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況が続くと予想されます。今後も当社グループの更なる成長に向けて、これまで培った取引先や地域社会との協力関係を基礎とし、環境変化を捉えたさまざまな施策を実行することにより強固な事業基盤の構築に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

(連結)

事業	事業の内容(取扱品目)
運輸事業	旅客自動車運送(定期バス、高速バス、貸切バス)、タクシー
不動産事業	不動産賃貸、不動産売買
商品販売事業	物品等販売(お土産、ギフト) 食品等販売(食料品、菓子類、酒類、日用雑貨等)、保険代理店
旅行事業	旅行企画・実施、案内、斡旋等
旅館事業	ホテル・旅館
航空代理事業	航空旅客・貨物取扱、航空券販売等
その他事業	広告代理(各種広告、イベント企画・立案・実施)、清掃・ビル管理等

(8) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)**① 当社**

本社	新潟市中央区万代一丁目6番1号
営業所等	入船営業所、新潟南部営業所、新潟東部営業所、新潟北部営業所、新潟西部営業所、内野営業所(新潟市) くれよん万代(新潟市)

② 子会社

運輸事業	新潟交通観光バス株式会社(新潟市) 新潟交通佐渡株式会社(佐渡市)
商品販売事業	新潟交通商事株式会社(新潟市) 有限会社新潟マルオカ(新潟市)
旅館事業	株式会社シルバーホテル(新潟市) 国際佐渡観光ホテル株式会社(佐渡市)
航空代理事業	新潟航空サービス株式会社(新潟市)
その他事業	株式会社新交企画(新潟市) 新潟交友事業株式会社(新潟市)

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

(連結)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,205名	△34名

(注) 上記の他、臨時従業員等553名（前期は552名）が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

(個別)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
男性	494名	△18名	49.7歳	15.7年
女性	74名	5名	40.2歳	14.4年
合計	568名	△13名	48.5歳	15.5年

(注) 1. 上記人員は、当社に在籍する正社員・再雇用社員・試用者の合計人数563名（前期は575名）に受入出向者5名（前期は6名）を加えた人員数であります。

2. 在籍出向者26名（前期は22名、うち企業集団外への出向者1名）は除いております。

3. 上記の他、臨時従業員等105名（前期は113名、うち受入出向者1名）が在籍しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

(連結)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社第四北越銀行	11,335
株式会社みずほ銀行	5,697
株式会社日本政策投資銀行	2,282
株式会社日本政策金融公庫	1,020
新潟県信用農業協同組合連合会	657

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,864,000株 (うち、自己株式22,959株)
- (3) 株主数 2,698名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
株式会社第四北越銀行	1,749	4.55
株式会社ブリヂストン	1,638	4.27
いすゞ自動車株式会社	1,550	4.04
太平興業株式会社	1,332	3.47
損害保険ジャパン株式会社	1,180	3.07
株式会社みずほ銀行	1,050	2.73
三菱ふそうトラック・バス株式会社	1,035	2.69
清水建設株式会社	1,000	2.60
三井住友海上火災保険株式会社	952	2.48
新潟いすゞ自動車株式会社	767	2.00

(注) 持株比率は自己株式 (229百株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 | 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 | 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	星野 佳人	
代表取締役常務	古川 公一	乗合バス部
常務取締役	長沼 哲男	総務部、経理部
取締役	高井 俊幸	事業部
取締役	竹内 正喜	経営管理室長
取締役	馬場 伸行	コニカミノルタNC株式会社 会長
取締役	三部 正歳	りゅーと法律税務会計事務所 所長 一正蒲鉾株式会社 社外取締役
常勤監査役	大沼 公成	
監査役	八木 慶太	税理士（税理士法人八木税務経理事務所 代表社員）
監査役	大塩 和弘	

- (注) 1. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役（常勤）大沼公成氏および監査役 八木慶太氏は、社外監査役であります。
3. 監査役（常勤）大沼公成氏は、金融機関における長年の経験と会社経営に関する経験があり、財務、会計および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 八木慶太氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 大塩和弘氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏ならびに監査役 八木慶太氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(個別)

区分	人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役	7	70
(うち社外取締役)	(2)	(3)
監査役	3	14
(うち社外監査役)	(2)	(12)
合計	10	84

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1982年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額12百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。第69回定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、1982年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。第69回定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
3. 上記の金額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額16百万円が含まれております。
4. 取締役会は、代表取締役社長 星野佳人に対し各取締役の個人別の基本報酬額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏、監査役 大沼公成氏、八木慶太氏、大塩和弘氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退職時に支給する退職慰労金とする。

固定報酬は、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。また、報酬総額は、株主総会で決定した報酬総額の限度内とする。

退職慰労金は、役位、在職期間に応じて当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 馬場伸行氏は、コニカミノルタNC株式会社の会長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役 三部正歳氏は、りゅうと法律税務会計事務所の所長および一正蒲鉾株式会社の社外取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役 八木慶太氏は、税理士法人八木税務経理事務所の代表社員であります。
当社と同氏の間には顧問税理士契約があります。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	馬場 伸行	同氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席しました。
取締役	三部 正歳	同氏は、社外取締役に就任以降、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき適宜助言を行うなど、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席しました。
監査役	大沼 公成	同氏は、取締役会において、常勤監査役として、意思決定の妥当・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の報告をするとともに、他の監査役に意見を求めるなど、監査役会の議長として活動しております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、また、監査役会14回中14回出席しました。
監査役	八木 慶太	同氏は、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会、監査役会において、当社の経理・税務についての発言を行うとともに、社外の立場から意見を述べております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、また、監査役会14回中14回出席しました。

5 | 会計監査人の状況 |

(1) 会計監査人の名称 高志監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (連結)

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為等、職務の執行に支障をきたした場合、または、監査の適正性をより高めるため会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、株主総会に付議する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 | 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 |

該当事項はありません。

※備考 この事業報告に記載の金額、株式数は、表示単位未満を切り捨ててあります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,908,092
現金及び預金	2,661,904
受取手形及び売掛金	1,502,743
商品及び製品	229,245
原材料及び貯蔵品	121,835
その他	396,444
貸倒引当金	△4,080
固定資産	51,510,812
有形固定資産	49,842,807
建物及び構築物	11,452,444
機械装置及び運搬具	791,806
工具器具備品	315,771
土地	36,736,584
リース資産	493,128
建設仮勘定	53,071
無形固定資産	268,988
施設利用権	22,136
ソフトウェア仮勘定	10,446
のれん	3,753
その他	232,652
投資その他の資産	1,399,016
投資有価証券	179,873
長期貸付金	783
退職給付に係る資産	65,931
繰延税金資産	688,402
その他	507,030
貸倒引当金	△43,005
資産合計	56,418,904

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,112,838
支払手形及び買掛金	912,062
短期借入金	11,359,901
1年以内償還予定の社債	3,500,000
リース債務	170,488
未払金	493,609
未払法人税等	343,761
未払消費税等	176,194
預り金	216,943
契約負債	1,169,674
賞与引当金	407,444
ポイント引当金	15,100
その他	347,657
固定負債	18,275,602
長期借入金	11,281,634
リース債務	367,851
再評価に係る繰延税金負債	4,119,929
役員退職慰労引当金	266,765
退職給付に係る負債	332,556
長期預り金	1,903,173
資産除去債務	3,564
その他	127
負債合計	37,388,440
純資産の部	
株主資本	10,954,114
資本金	4,220,800
資本剰余金	2,946,600
利益剰余金	3,826,768
自己株式	△40,055
その他の包括利益累計額	8,076,349
その他有価証券評価差額金	9,261
土地再評価差額金	8,065,726
退職給付に係る調整累計額	1,361
純資産合計	19,030,464
負債及び純資産合計	56,418,904

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位:千円)

科目	金額
売上高	19,998,620
売上原価	13,548,894
売上総利益	6,449,725
販売費及び一般管理費	4,433,459
営業利益	2,016,265
営業外収益	76,058
受取利息及び配当金	38,458
持分法による投資利益	1,992
受取保険金	5,630
資産除去債務履行差額	10,000
その他	19,977
営業外費用	480,232
支払利息	368,630
減価償却費	42,127
資金調達費用	32,000
その他	37,474
経常利益	1,612,092
特別利益	184,289
固定資産売却益	6,811
補助金収入	74,400
助成金収入	60,949
受取補償金	42,127
特別損失	202,453
固定資産除売却損	116,700
固定資産圧縮損	19,095
減損損失	65,108
その他	1,549
税金等調整前当期純利益	1,593,928
法人税・住民税及び事業税	438,791
法人税等調整額	68,140
当期純利益	1,086,996
親会社株主に帰属する当期純利益	1,086,996

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(個別)
(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,191,464
現金及び預金	912,733
売掛金	913,394
商品	3,172
分譲土地建物	158
貯蔵品	40,135
未収入金	96,785
未収収益	927
前払費用	62,153
その他	165,195
貸倒引当金	△3,192
固定資産	50,402,589
有形固定資産	48,297,334
建物	9,860,002
構築物	805,814
機械装置	114,340
車両	379,081
工具器具備品	197,487
土地	36,626,373
リース資産	302,922
建設仮勘定	11,310
無形固定資産	237,626
借地権	122,214
ソフトウェア	103,756
その他	11,655
投資その他の資産	1,867,628
投資有価証券	161,269
関係会社株式	428,310
長期貸付金	650,863
繰延税金資産	369,079
その他	288,852
貸倒引当金	△30,745
資産合計	52,594,054

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	18,730,040
買掛金	453,097
1年以内償還予定の社債	3,500,000
短期借入金	11,624,402
リース債務	112,972
未払金	1,001,805
未払費用	108,912
未払法人税等	202,041
未払事業所税	4,890
未払消費税等	78,164
預り金	161,816
前受収益	87,677
契約負債	1,164,425
賞与引当金	214,732
ポイント引当金	15,100
固定負債	16,750,719
長期借入金	10,242,173
リース債務	217,745
再評価に係る繰延税金負債	4,119,929
退職給付引当金	141,179
役員退職慰労引当金	124,362
長期預り金	1,901,763
資産除去債務	3,564
負債合計	35,480,759
純資産の部	
株主資本	9,038,306
資本金	4,220,800
資本剰余金	2,946,600
資本準備金	2,872,932
その他資本剰余金	73,668
利益剰余金	1,910,960
その他利益剰余金	1,910,960
繰越利益剰余金	1,910,960
自己株式	△40,055
評価・換算差額等	8,074,988
その他有価証券評価差額金	9,261
土地再評価差額金	8,065,726
純資産合計	17,113,295
負債及び純資産合計	52,594,054

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(個別)
(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,114,095
旅客自動車運送事業収益	5,828,426
兼業事業収益	6,285,668
売上原価	8,502,020
旅客自動車運送事業運送費	4,897,092
兼業事業売上原価	3,604,927
売上総利益	3,612,075
販売費及び一般管理費	2,265,720
営業利益	1,346,354
営業外収益	83,776
受取利息及び配当金	48,318
その他	35,458
営業外費用	455,614
支払利息	361,794
その他	93,819
経常利益	974,516
特別利益	220,023
固定資産売却益	2,430
補助金収入	42,516
関係会社事業損失引当金戻入益	72,000
助成金収入	60,949
受取補償金	42,127
特別損失	197,792
固定資産除売却損	112,238
減損損失	65,108
固定資産圧縮損	19,095
その他	1,349
税引前当期純利益	996,748
法人税・住民税及び事業税	242,041
法人税等調整額	61,375
当期純利益	693,330

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

新潟交通株式会社
取締役会 御中

高志監査法人

新潟県新潟市

指定社員

業務執行社員

公認会計士 堀 華栄

指定社員

業務執行社員

公認会計士 高橋 聡

指定社員

業務執行社員

公認会計士 五十嵐 隆敏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新潟交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新潟交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

新潟交通株式会社
取締役会 御中

高志監査法人

新潟県新潟市

指定社員
業務執行社員

公認会計士 堀 華栄

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 聡

指定社員
業務執行社員

公認会計士 五十嵐 隆敏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新潟交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

新潟交通株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

監査役

大沼公成 ㊟

八木慶太 ㊟

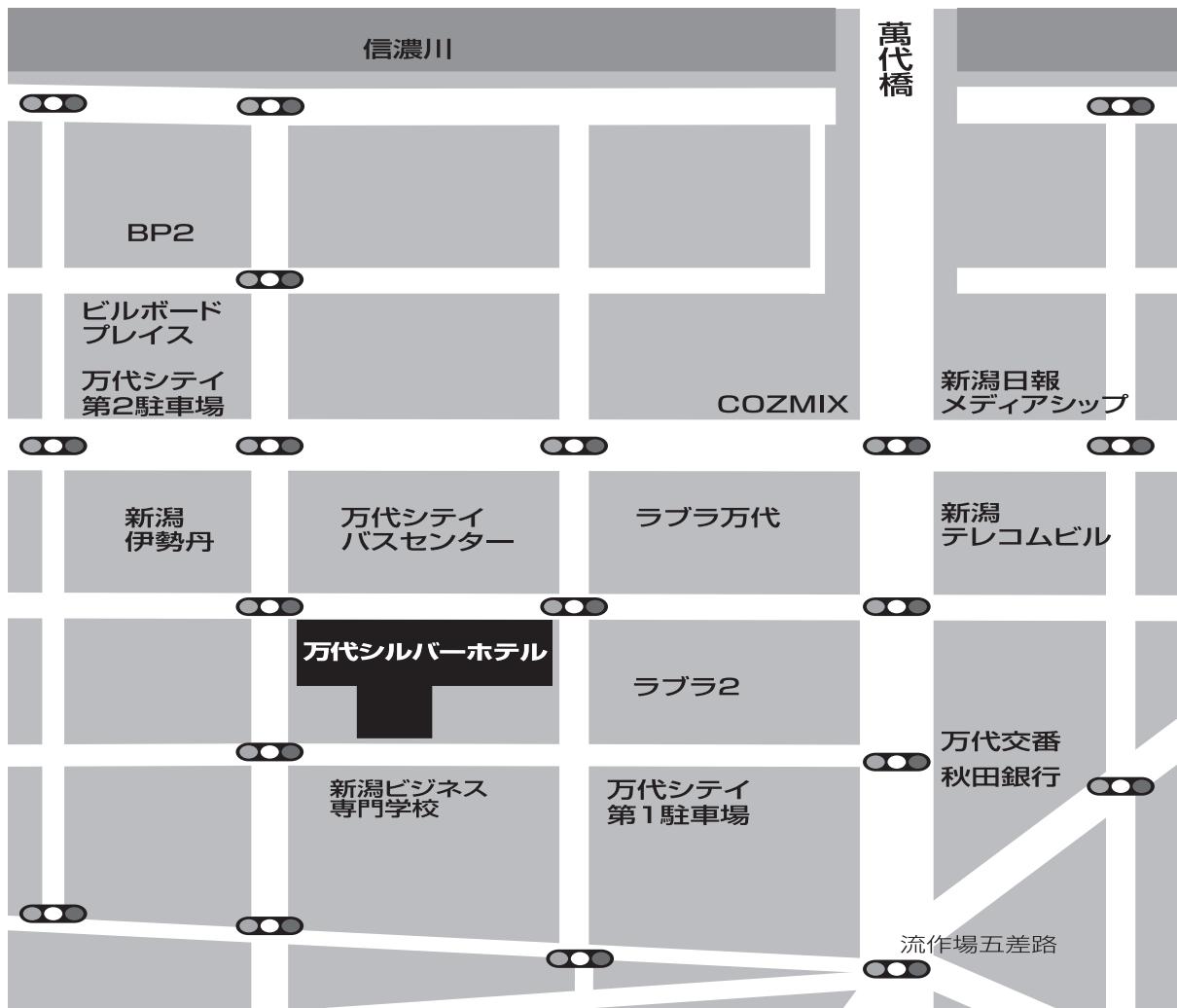
大塩和弘 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

万代シルバーホテル5階 万代の間
新潟市中央区万代一丁目3番30号



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。